

「復興新ビジョン」検討にあたっての基本方向の検討

3つの分科会に分かれて復興新ビジョンを検討するにあたって、ビジョンの大きな方向性・枠組みをあらかじめ設定・共有する。

検討事項 1：集落再建の考え方

被災前に戻す復旧型と適地への集落移転を組み合わせた「ハイブリッド型」とする

(第1回全体会議における検討結果を参考)

被害が比較的軽微で、地すべり等に関する安全性も確認された集落は、可能な限りその場所(被災前の場所)での復旧・再建を進める

虫亀、種芋原 等

被害が甚大で、被災前への復元や安全性の確保が困難な集落については、それぞれの集落近辺の適地に移転し再建を行う

木籠(こごも)、櫛木、池谷、大久保 等

安全性が早期に確保され、ある程度の広さを持つ適地はそれほど多くないことが想定される。従って、複数の集落が1つに集まって合同集落を形成することも想定する

適地の数や場所等の確認を行う必要がある

検討すべき点

- ・ 14の集落について「復旧」か「移転」か想定し、計画を検討する必要がある
- ・ 集落移転が恒久的なものか、一時的なものかを明らかにしておく必要がある
住宅再建、農地や働き方等の計画に関わってくる

	安全性の確保が容易	安全性の確保が困難・時間が必要
被害 軽 微	・ 被災前の場所で「復旧」	・ 近隣適地への「移転」
被害 甚 大	・ 被災前の場所で「復旧」 ・ 近隣適地への「移転」 住民が選択	・ 適地への「移転」

検討事項 2：集落再建プロセスを含むロードマップを設定

中長期を視野に入れた復興・再建のスケジュールを共有して計画を検討する

現在の仮設住宅の使用期限は2年間(平成 18 年 12 月まで)。これがひとつの目標となる。
虫亀など被害が軽微な地区では、雪解けとともに帰村して、生活再建を進めようとする声が高まっ
ており、村としてもそうした動きを抑えきれない

全村がまとまって一斉に帰村する方式は難しい。集落や個人によるばらつきが起こる

検討すべき点

村への帰り方を含めた集落再建に関する基本原則の設定・確認

- ・安全性を最優先する
- ・個人の自主再建の意欲や行動を尊重する
- ・土地の状況が変化していることを踏まえ、柔軟な土地利用計画を考える
- ・帰村や再建にあわせた集中的な基盤整備や、制度等を考える 等

帰村及び再建のスケジュール(目標と時期を示したロードマップ)の設定

研究会としてどの程度の期間のビジョンとするかを決めておく必要がある

(ロードマップ案)

時 期	目 標 (想定スケジュール)	必要な計画・活動	
平成 17 年 (2005 年)	春	・地盤等の安全性の確認・整備 ・H17 年度の就労(家計)計画	
	夏～	・一部集落の帰村(第1陣) ・冬季は仮設住宅に戻ることも検討 ・山古志復興イベント(以後継続化)	・帰村支援計画(住宅、農地等) ・帰村を支援する基盤整備(道路、教育・医療支援システム)
平成 18 年 (2006 年)	・帰村のための集中的な整備活動 ・集落の移住のための住宅・農地整備等 ・帰村集落(第1陣)の本格的な生活再建 (12月)仮設住宅期限切れ	・H18 年度の就労(家計)計画 ・移住のための住宅・農地整備 ・公共施設の整備 ・H19 年夏頃までの利用延長(制度見直し)	
平成 19 年 (2007 年)	春	・全集落の帰村(一部は仮設移住) ・仮設の集合住宅、長岡の仮設住宅の移転など、仮設移住となる集落も検討 生活再生の本格的スタート	・仮設住宅の活用制度 ・新たな産業基盤や仕組みへの取り組みの開始 (道の駅、法人組織、ブランド活動、鯉の学校 等)
平成 21 年 (2009 年)	・全地域における安全対策・整備完了 ・仮設移住の集落の再移転完了 ・最終(恒久的)な場所や住宅への移転 新規産業への取り組み本格的スタート		
平成 27 年 (2015 年)	各種災害関係の支援制度等の期限終了 (10 年)		

検討事項 3 : 中間報告の取りまとめイメージ

3月上旬の中間報告では、復興の考え方とプロセス、イメージを明確に提示する

この間のヒアリングでは早期帰村を望む住民の声は強く、この期待に応えていく必要がある

展望がないまま毎日過ごすことのストレスは大きく、再建意欲を損なう恐れもある

4月の合併を目前に、3月の議会が村としての最後の意思決定の機会となる。このタイミングで新ビジョン研の提案が採択されることを目指す

地図上に復興のプロセスを描いて示せる程度の具体性と実現性が求められる(ビジョンを数枚の「絵」に集約できれば、分かりやすさや伝わりやすさが高まる)

県や国等は山古志からの要望や計画を待っている状態。早期に計画や要望を提示すれば実現しやすい環境にある

予算枠をあけて待っている状態だが、4月になればその枠は確実に減少する

各分科会の検討を円滑かつ効率的に進めるために、中間報告(新ビジョン骨子の提示)のイメージを共有し、それに向けて分科会の議論を進行・集約していく

検討すべき点

大まかな目次項目案の設定(下記参照)

実効性や社会的提言性を高める観点から、「災害復興特区(仮称)」の申請を行うことを前提とした計画の取りまとめの是非

新潟県と連携し、県からの申請を行うことを前提にとりまとめる

(想定される目次項目案)

山古志(村)復興の基本的な考え方

- ・被災状況の概略と課題(基盤、産業・経済、生活の各分野別)
- ・山古志(村)復興の持つ意味(日本の災害復興のモデルとして)
- ・山古志(村)復興新ビジョン策定の考え方と視点
各種資料、村民アンケートの結果等を活用・紹介

山古志復興新ビジョン(案)

1) 山古志復興の基本方向・コンセプト

- ・集落再建の考え方・方針
- ・復興にあたっての前提・基本原則(安全を最優先する等)
- ・復興によって実現する「新・山古志」の将来の姿(地域イメージ)

2) 復興に向けての基本スケジュール(ロードマップ)

- ・進めるべき時期と目標の提示(復興のシナリオ)
- ・ロードマップの実現に向けて必要となる取り組み・課題(分科会ごとに)

3) 復興に向けての計画と活動

- ・各分野別の復興計画(ロードマップに即した分野ごとの復興のシナリオ)
- ・復興を推進するための具体的な取り組みや活動案

(制度の見直しや新たな政策の提言、住民への提案、各種アイデア等)

最終案では3)の「復興に向けての計画と活動」に関して、各種シミュレーションや、方策やプロセスを明示するが、中間報告では骨子の紹介までとする